

2015年度9月期における高齢勧奨退職の実施

1 内容

日本郵便株式会社における経営効率化を図るため、高齢勧奨退職を実施する。

2 選考対象者

年齢50歳以上の者のうち、その退職を適当と認められる正社員

※ 年齢は退職日の満年齢

3 退職者の承認

勧奨退職の承認については、別途選考の上、決定するものであることから、退職を希望した社員の希望が必ずしも承認されるものではない。

4 実施日

2015年9月30日(水)

5 周知・勧奨期間及び申出期限(予定)

2015年7月2日(木)から同年7月24日(金)までを周知・勧奨期間とし、申出期限は2015年7月24日(金)までとする。

6 退職に伴う優遇措置

退職事由別・勤続期間別支給乗率は、「勧奨退職の支給乗率表」を適用する。

※ 退職手当の額は、次の算式のとおり。

退職手当の額＝退職日退職手当ポイント×退職事由別・勤続期間別支給乗率×
ポイント単価(100円)

※ 勧奨退職の支給乗率は、従来の勧奨退職手当と同様の調整ができるよう採用時
年齢及び退職時年齢別に設定している。

7 失業等給付の求職者給付(基本手当)の扱い

この「高齢勧奨退職」は、本人からの申し出・希望に基づく自己都合退職のため、一般的には離職理由による3か月間の給付制限を受ける(なお、最終的な給付の有無は、各ハローワークの判断)。

8 その他

今回は、2015年度3月末に実施予定。